

消防計画

（目的及び適用範囲）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、当事業所における防火管理業務について必要な事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害による人命の安全、及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 この計画に定めた事項については、当事業所に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

（管理権原者の権限及び業務）

第2条 管理権原者は、当事業所の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

2 管理権原者は、管理的または監督的な立場にあり、かつ防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

（防火管理者の権限及び業務）

第3条 防火管理者は、この計画の作成及び実行について一切の権限を有するとともに、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 通報、消火、避難誘導など消防訓練の実施
- (3) 消防用設備等の配置図及び避難経路図の作成
- (4) 建物、火気使用設備器具等の自主検査、及び消防用設備等の自主点検・法定点検の実施と監督
- (5) 火気の使用、取扱いに関する指導監督
- (6) 収容人員の適正管理、及び人命の安全管理
- (7) 管理権原者への防火上の提案や報告
- (8) その他防火管理について必要な業務

（消防機関への届出、報告等）

第4条 管理権原者及び防火管理者は、次の業務について消防機関への届出、報告及び連絡を行う。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出
- (3) 建物、諸設備の変更の事前連絡、及び諸設備の設置届出
- (4) 消防用設備等点検結果報告
- (5) 自衛消防訓練の通知、または指導の要請
- (6) その他防火管理について必要な事項の連絡

（火元責任者の配置）

第5条 日常の火災予防、火災、地震等による被害を軽減するため、防火管理者のもとに、次のとおり担当区域ごとに火元責任者を置く。

防火管理者 職・氏名	担当区域	火元責任者 職・氏名	備 考

2 火元責任者は、防火管理者を補佐し、担当区域の火災予防に関し、日常的に次の任務を行う。

- (1) 火気使用設備器具等、電気器具等、吸殻処理、及び終業時の火気などを確認する。
- (2) 機械室、倉庫等の施錠を確認する。
- (3) 通路、階段、避難口等の避難障害を確認する。

(建物等の自主検査)

第6条 防火管理者は、建物、火気使用設備器具等、電気設備等、及び消防用設備等について、適正な管理と機能保持のため、日常または定期的に自主検査・自主点検を実施する。

(消防用設備等の法定点検及び報告)

第7条 管理権原者は、消防法第17条の3の3に基づき、消防用設備等の定期点検を次のとおり実施し、その結果を維持台帳に記録するとともに、 1 ・ 3 年に1回消防署長に報告する。

点検時期 設備等の種類	点検実施月		点検業者
	機器点検	総合点検	
消 火 器	月 月		
自動火災報知設備	月	月	
誘 導 灯	月 月		
避 難 器 具	月	月	

(建物等、消防用設備等の整備)

第8条 防火管理者は、建物等、消防用設備等の検査・点検の結果、不備欠陥箇所がある場合は、早急に改修を行う。

(火災予防上の遵守事項)

第9条 火災予防のため、関係者は、日常の業務を通じて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 通路、階段、避難口等の避難施設には、避難の支障になる物を置かない。
- (2) 火気使用設備器具等の周辺は常に整理整頓し、使用する前後に点検を行ない、安全を確認する。

- (3) 消防用設備等の周辺は常に整理整頓し、その機能を妨げないようにする。
- (4) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (5) 終業時には、吸殻の後始末を行い、火気の安全を確認する。

(防火・防災教育及び消防訓練の実施)

第10条 防火管理者は、従業員の防火・防災知識と消防技術の向上を図るため、防火・防災教育及び消防訓練を次のとおり行う。

- (1) 防火・防災教育を、従業員には年1回以上、新入者には研修期間中に実施する。
- (2) 通報、消火、避難などの消防訓練を、年 1. . 2. 回以上実施する。
- (3) 消防訓練を実施するときは、消防訓練通知書を消防署に提出する。

(自衛消防隊の編成)

第11条 火災、地震その他の災害による人命安全と、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を次のとおり編成し、隊員はその任務分担により行動する。

担当	職・氏名	任務内容
自衛消防隊長		自衛消防隊の指揮、命令、監督などを行う。
自衛消防副隊長		隊長を補佐し、隊長が不在の時はその任務を代行する。
通報連絡班		建物内の者、及び関係者に、火災発生を知らせる。 119番に通報する。
初期消火班		消火器等を使用し、初期消火を行う。 消火困難な場合は、消火を中止し速やかに避難する。
避難誘導班		拡声器等で落ち着いて行動するよう呼びかける。 出火階、その上階の者から安全な経路で避難誘導する。 避難者・負傷者などの人数と状況の確認を行う。

(駐車場部分から出火した時の活動)

第12条 駐車場部分から出火した時の活動は、日常の自衛消防活動によるほか、次の事項について行う。

- (1) 通報連絡班は、駐車場部分の自動火災報知設備が作動した場合、迅速に受信機を確認する。
また、火災発生を駐車場部分を含む建物内の者及び別棟に事務所がある場合、当該事務所にいる関係者に知らせるとともに119番に通報する。
- (2) 初期消火班は、消火器、移動式粉末消火設備等を使用し、初期消火を行う。
- (3) 避難誘導班は、建物内の者を屋外の安全な場所に避難誘導するとともに、出入口等において当該駐車場への進入を制止する。

(日常の地震対策)

第13条 防火管理者は、地震による被害を軽減するため、日常から次の措置を講ずる。

- (1) 書棚、ロッカー等の転倒防止措置、及び窓ガラスの飛散防止措置を行う。
- (2) 火気使用設備器具等からの出火防止措置を行う。
- (3) 地震時の備蓄品を確保し有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

(地震発生時の安全措置)

第14条 地震発生時には、出火防止対策に万全を期すとともに、次の安全措置を実施する。

- (1) 地震発生時は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 揺れがおさまってから、火気使用設備器具等の直近にいる従業員は、電源・燃料等の遮断を行う。
- (3) 火元責任者は、出火の確認、負傷者の発生状況を確認する。

(地震発生後の活動)

第15条 地震発生後の活動は、日常の自衛消防活動によるほか、次の事項について行う。

- (1) 通報連絡班は、ラジオ等により情報を収集し、建物内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防隊員に周知するとともに、混乱を防止するため、建物内の全員に知らせる。
- (2) 出火した場合は、初期消火班が中心となり、消火活動を行う。
- (3) 被災者を発見した場合は、周囲の者と協力して救出活動を行う。
- (4) 避難誘導班は、建物内にいる者を落ち着かせ、自衛消防隊長の指示により、身の安全を確保しながら、屋外に避難誘導する。
- (5) 市指定の一時避難場所・避難所に誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明し、先頭と最後尾等に避難誘導班員を配置する。
- (6) 火元責任者などは、二次災害を防止するため、建物、火気使用設備器具等について、検査を実施し、安全を確認した後に使用する。

(津波警報発令時の対応措置)

第16条 津波警報が発令された場合は、津波が回避できる場所に避難し、警報が解除されるまで戻らない。

(避難経路図の作成)

第17条 防火管理者は、人命安全を確保するため、消防用設備等の設置場所、屋外への避難経路を示した図を作成し、従業員に周知する。

建物の消防用設備等の設置場所、及び避難経路図 別図

附 則

この計画は、 年 月 日から適用する。